区民環境委員会資料
令和 7 年 2 月 14 日
区民文化部戸籍住民課

# 氏名の振り仮名法制化について

## 1. 戸籍業務を取り巻くDX化の状況

戸籍事務へのマイナンバー制度導入等を目的とする、「戸籍法の一部を改正する法律」（令和元年法律第17号。この法律による改正後の戸籍法を以下「改正戸籍法」という。）が令和元年5月24日に成立し、同月31日に公布され、同法第5号施行日である**令和6年3月1日以降、戸籍法（昭和22年法律第224号）第118条第1項の電子情報処理組織（以下「戸籍情報連携システム」という。）を利用した戸籍事務を実施している。**

**【令和6年3月1日以降の変化/「戸籍情報連携システム」を活用して新たに可能となった事務】**
①マイナンバー制度活用による戸籍証明書等の添付省略、②戸籍届出時における戸籍証明書等の添付負担軽減（市区町村職員による戸籍情報の確認）、③戸籍証明書等の広域交付（本籍地以外での戸籍証明書等の交付）、④戸籍電子証明書の活用による戸籍証明書等の添付省略、⑤届書等情報の連携

## 2. 氏名の振り仮名法制化の経緯

令和6年（2024年）からのマイナンバーカードの海外利用開始に合わせ、「マイナンバーカードの氏名をローマ字表記するために、戸籍の氏名の振り仮名を記載事項とすることを含めた戸籍法の見直し」が令和4年6月7日に閣議決定された。改正戸籍法の施行（令和7年5月26日に施行予定）に伴い、これまで戸籍や住民票の記載事項とされていなかった氏名の振り仮名が新たに記載事項となり、令和7年5月26日以降、順次、戸籍・住民票等に振り仮名が記載されることになった。

**〇デジタル・ガバメント実行計画**
**（令和2年12月25日閣議決定）**
令和6年（2024年）からのマイナンバーカード海外利用開始に合わせ、公証された氏名の読み仮名に基づき、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう迅速に戸籍における読み仮名の法制化を図る。

**〇デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律**
**（令和3年法律第37号）**
政府は、行政機関等に係る申請、届出等の手続において、個人の氏名を平仮名または片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるよう、当該仮名を戸籍の記載事項とすることを含めて、この法律の公布後1年以内を目途に検討・措置を講ずるものとする。

**〇デジタル社会の実現に向けた重点計画**
**（令和4年6月7日閣議決定）**
令和6年（2024年）からのマイナンバーカード海外利用開始に合わせ、戸籍法制の見直しに関し、法務大臣の諮問に対する法制審議会からの答申得られ次第速やかに進め、令和5年（2023年）の通常国会に関連法案を提出したうえで、令和6年（2024年）度を目途に実現を図る。

**〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律**
（令和5年6月9日成立）

**第7条において、戸籍法を改正**
（令和7年5月26日施行）

## 3. 板橋区における「氏名の振り仮名法制化」に係る事業概要

**◆事業内容**
・通知発送　令和7年5月26日以降、遅滞なく発送（圧着ハガキ）
・届出期間　令和7年5月26日～1年間
（届出により、随時、戸籍・住民票に振り仮名を記載）
・発送対象者　板橋区に本籍がある方（本籍人）46万人
・記載対象者　【戸籍】板橋区に本籍がある方（本籍人）46万人
【住民票】板橋区に住民票がある方（日本国籍）54万人

**◆業務の流れ**
① 板橋区より本籍人に「戸籍に記載予定の振り仮名」の通知を発送する。（自身の認識と一致している方は届出不要と案内・周知する。）
② 自身の認識と一致していない等により届出がなされた場合には、受付けし、内容を審査のうえ、戸籍等に振り仮名を記載する。
③ 戸籍に振り仮名が記載された方について住民票に振り仮名を記載する。
④ 戸籍法施行から1年間に届出がない場合は、①により通知した振り仮名を職権で記載する。（職権の振り仮名は1回に限り申出により変更可能である。）

法務省 戸籍制度
マスコットキャラクター
「コセキツネ」

| 今後のスケジュール | | 令和6年度 | | | 令和7年度 | | | | | | | | | | | 令和8年度 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 国 | スケジュール | | | | | 法施行 | | | | | | | | | | | | 職権 | | | | | |
| 区 | 通知発送（本籍人46万人） | | | | | | 発送 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 臨時コールセンター | | | | | | 令和7年6月～令和8年6月末（区民、本籍人からの問合せ対応） | | | | | | | | | | | 戸籍等への職権記載 | | | | | |
| 届出方法 | 臨時窓口 | | | | | | 令和7年6月～令和8年6月末（区民、本籍人からの問合せ・届出対応・戸籍等に記載） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | マイナポータル | | | | | | 随時受付・戸籍等に記載 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 郵送 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |